

健健発 1 2 0 7 第 3 号  
健感発 1 2 0 7 第 3 号  
子母発 1 2 0 7 第 5 号  
平成 3 0 年 1 2 月 7 日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿  
母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局健康課長  
厚生労働省健康局結核感染症課長  
厚生労働省子ども家庭局母子保健課長  
( 公 印 省 略 )

### 風しんの届出数の増加に伴う対策について（協力依頼）

今般の風しんの届出数の増加については、平成 30 年 9 月 27 日に開催された厚生科学審議会感染症部会の議論を踏まえ、特に、風しんの届出数の増加が続いている東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県及び愛知県（以下「5 都県」という。）において、先天性風しん症候群（CRS）を防ぐ等の観点から、下記別紙 1 から別紙 4（以下「通知等」という。）を发出し、対策の実施をお願いしたところです。

現在、大阪府及び福岡県においても、風しんの届出数の増加が続いております。つきましては、平成 30 年 11 月 29 日に開催された厚生科学審議会感染症部会の議論を踏まえ、5 都県に加え、風しんの届出数が増加している地域として、大阪府及び福岡県においても、通知等でお願いしている対策を実施することとして別紙 5 を发出いたしましたので、貴職におかれては、内容について了知の上、貴管内における、風しんに関する周知及び抗体検査等の日頃の対策の徹底をお願いします。

### 記

- 別紙 1 : 「風しんの届出数の増加が認められる 5 都県における風しん対策について（協力依頼）」（健健発 1002 第 5 号 健感発 1002 第 3 号 平成 30 年 10 月 2 日厚生労働省健康局健康課長・厚生労働省健康局結核感染症課長連名通知）
- 別紙 2 : 「風しんの届出数の増加が認められる 5 都県における産科医療機関と連携した風しん対策について（協力依頼）」（健感発 1002 第 1 号 子母発 1002 第 1 号 平成 30 年 10 月 2 日 厚生労働省健康局結核感染症課長・厚生労働省子ども家庭局母子保健課長連名通知）
- 別紙 3 : 「乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンの流通に係る対応について（協力依頼）」（健健発 1030 第 1 号 平成 30 年 10 月 30 日 厚生労働省健康局健康課長通知）
- 別紙 4 : 「風しんの届出数増加が認められる 5 都県における抗体検査と予防接種実施状況の把握 について（協力依頼）」（平成 30 年 11 月 8 日 厚生労働省健康局結核感染症課 事務連絡）
- 別紙 5 : 「風しんの届出数の増加が認められる 7 都府県における風しん対策等について（協力依頼）」（健健発 1207 第 2 号 健感発 1207 第 2 号 子母発 1207 第 4 号 平成 30 年

12月7日厚生労働省健康局健康課長・厚生労働省健康局結核感染症課長・厚生労働省子ども家庭局母子保健課長連名通知)